

【条例概要】（仮称）宇部市健康づくり推進条例

宇部市は、健康長寿、健康寿命の延伸をめざし、地域全体で健康づくりに取り組むまちづくりをめざし、（仮称）健康づくり推進条例の制定を検討しています。地域全体で健康づくりを進めるまちづくりに向けた取り組みとして、次のことを考えています。

＜健康長寿、健康寿命の延伸に向けた取り組みの考え方＞

●前文

条例制定の背景・趣旨、宇部市が産・学・官・民の連携の精神、多様な学術研究機関があり、地域全体の取り組みとして実施していくことができる都市であることを記載する

●「条例の目的」

健康づくりの基本理念、市の責務、市民・地域コミュニティ・教育機関等・事業者及び保健医療機関の役割などを定める。そして、健康づくりを通じて、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会に寄与するという条例制定の目的を記載

●「基本理念」

- ①市民一人ひとりが自らの問題として自覚し、健康づくりの取り組みを主体的に行う
- ②市、市民、地域コミュニティ、市民団体、教育機関等及び事業者並びに保健医療関係者が相互に連携しながら健康づくりの取り組みを進める
- ③健康長寿のまちづくりをめざし、地域全体で健康づくりに取り組む

●「市の責務」

- ①健康づくりを総合的・計画的に実施する
- ②市民、地域コミュニティ、保健医療関係者などの意見を聞いて、健康づくりの施策を進める

●「市民の役割」

- ①健康診断や検診等を通じて、自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを行うよう努める
- ②地域や職場などで取り組まれる健康づくりの活動に参加するように努める

●「地域コミュニティの役割」

- ①地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を活かした健康づくりに関する活動に取り組むよう努める
- ②市、他の地域コミュニティ、市民活動団体などが実施する取り組みに協力するように努める

●「事業者の役割」

- ①事業に従事する者に対する健康診断及び検診等の促進、心身に配慮した職場環境などに整備に努める
- ②事業者が有する情報・技術・活動の場の提供など、健康づくりの推進に関する活動に協

力するように努める

●「教育機関等の役割」

- ①保有する資源の健康づくりのための活用に協力する
- ②幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進に努める
- ③大学等の学術研究機関は、健康づくりに関する情報、技術の普及啓発に努める

●「保健医療関係者の役割」

保健指導、健康診断や検診等の保健医療サービスを市民が適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努める

●「健康づくりの活動指針」

- ①健康づくりの活動指針として、i) 心身の健康づくりに関すること、ii) 健康づくりに配慮したまちづくりに関すること、iii) 人材の育成及び活用に関することを定める
- ②活動指針を公表する

●「心身の健康づくりの推進に関する施策」

心身の健康づくりの推進に関する施策を例示する

●「健康づくりに配慮したまちづくりの推進に関する施策」

健康に配慮したまちづくりの推進に関する施策を例示する

●「人材の育成及び活用」

健康づくりに関する人材の育成及び活用を図る

●「健康づくり推進協議会」

健康づくり推進協議会に関することを記載する